

資料編

CONTENTS

財務諸表

●貸借対照表	46
●損益計算書	47
●経費の内訳	48
●キャッシュ・フロー計算書	49
●剰余金処分計算書	50
●注記表	51

損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	67
●利益総括表	67
●事業純益	67
●資金運用収支の内訳	68
●受取・支払利息の増減額	68

貯金に関する指標

●科目別貯金平均残高	69
●定期貯金残高	69

貸出金等に関する指標

●科目別貸出金平均残高	69
●貸出金の金利条件別内訳残高	69
●貸出金の担保別内訳残高	70
●債務保証見返の担保別内訳残高	70
●貸出金の用途別内訳残高	70
●貸出金の業種別残高	71
●主要な農業関係の貸出金残高	71
●受託貸付金残高	72
●農協法に基づく開示債権の状況および 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	73
●元本補填契約のある信託にかかる 農協法に基づく開示債権の状況	73
●貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	73
●貸出金償却の額	73

有価証券等に関する指標

●種類別有価証券平均残高	74
●商品有価証券種類別平均残高	74
●有価証券残存期間別残高	74

有価証券の時価情報等

●有価証券の時価情報	75
●金銭の信託の時価情報	76
●デリバティブ取引等	76

経営諸指標

●利益率	77
●貯貸率・貯証率	77

自己資本の充実の状況

●自己資本の充実の状況(単体)	78
1. 自己資本の状況	78
2. 信用リスクに関する事項	81
3. 信用リスク削減手法に関する事項	89
4. 派生商品取引および 長期決済期間取引のリスクに関する事項	91
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	93
6. CVAリスクに関する事項	94
7. マーケット・リスクに関する事項	94
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	94
9. 出資等または株式等 エクスポージャーに関する事項	95
10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	96
11. 金利リスクに関する事項	97

財務諸表の適正性等に関する確認

会計監査人の監査

記載の金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)	科 目	令和7年度 (令和8年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	2,179	3,618	貯 金	1,408,541	1,470,983
預 け 金	900,032	874,155	当 座 貯 金	13,662	13,473
系 統 預 け 金	885,034	858,814	普 通 貯 金	15,198	6,554
系 統 外 預 け 金	14,997	15,341	貯 蓄 貯 金	17	20
金 銭 の 信 託	51,330	47,669	別 段 貯 金	16,068	14,163
有 価 証 券	426,219	516,195	定 期 貯 金	1,358,574	1,436,748
国 債	65,339	41,625	定 期 積 金	19	23
地 方 債	2,447	825	譲 渡 性 貯 金	9,901	23,440
社 債	7,820	8,276	借 用 金	-	1,400
外 国 証 券	38,761	46,500	代 理 業 務 勘 定	0	0
受 益 証 券	311,850	418,968	そ の 他 負 債	5,345	4,047
貸 出 金	79,497	89,736	未 払 法 人 税 等	195	218
手 形 貸 付	255	404	金 融 派 生 商 品 負 債	468	-
証 書 貸 付	48,195	51,964	仮 受 金	2,161	2,120
当 座 貸 越	9,433	17,187	そ の 他 の 負 債	83	601
金 融 機 関 貸 付	21,613	20,179	未 払 費 用	2,433	1,104
そ の 他 資 産	5,446	2,761	前 受 収 益	2	2
従 業 員 貸 付 金	412	414	諸 引 当 金	3,501	3,464
差 入 保 証 金	1	1	相 互 援 助 積 立 金	2,758	2,700
金 融 派 生 商 品 資 産	-	88	賞 与 引 当 金	63	62
仮 払 金	8	13	退 職 給 付 引 当 金	645	657
未 収 金	2,236	841	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	33	44
そ の 他 の 資 産	212	221	繰 延 税 金 負 債	5,379	3,716
未 収 収 益	2,465	1,118	債 務 保 証	377	370
前 払 費 用	110	61	負 債 の 部 合 計	1,433,046	1,507,424
有 形 固 定 資 産	1,443	1,446	(純資産の部)		
建 物	383	387	出 資 金	43,010	43,010
土 地	1,045	1,045	(うち後配出資金)	(19,920)	(19,920)
その他の有形固定資産	15	14	再 評 価 積 立 金	3	3
無 形 固 定 資 産	52	41	利 益 剰 余 金	65,527	64,672
ソ フ ト ウ ェ ア	48	37	利 益 準 備 金	32,055	31,455
その他の無形固定資産	3	3	そ の 他 利 益 剰 余 金	33,472	33,217
外 部 出 資	90,335	90,277	経 営 安 定 化 対 策 積 立 金	4,200	4,200
系 統 出 資	89,304	89,304	特 別 積 立 金	23,390	23,390
系 統 外 出 資	971	913	当 期 未 処 分 剰 余 金	5,881	5,626
子 会 社 等 出 資	60	60	(うち当期剰余金)	(3,105)	(2,950)
債 務 保 証 見 返	377	370	会 員 資 本 合 計	108,541	107,686
貸 倒 引 当 金	△ 683	△ 705	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,968	11,993
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,324	△ 1,537
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	14,643	10,455
			純 資 産 の 部 合 計	123,185	118,142
資 産 の 部 合 計	1,556,232	1,625,566	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,556,232	1,625,566

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)
経	常 収 益	17,873	16,959
	資 金 運 用 収 益	13,804	10,993
	貸 出 金 利 息	547	399
	預 け 金 利 息	2,250	372
	有価証券利息配当金	5,392	5,001
	そ の 他 受 入 利 息	5,613	5,220
	(うち受取奨励金)	(5,610)	(5,217)
	役 務 取 引 等 収 益	1,039	1,063
	受 入 為 替 手 数 料	31	29
	その他の受入手数料	1,007	1,033
	その他の役務取引等収益	0	0
	そ の 他 事 業 収 益	2,203	3,997
	受 取 出 資 配 当 金	13	13
	国債等債券売却益	2,189	3,984
	そ の 他 経 常 収 益	825	905
	貸倒引当金戻入益	22	11
	株 式 等 売 却 益	4	168
	金銭の信託運用益	750	688
	その他の経常収益	48	36
経	常 費 用	14,224	13,415
	資 金 調 達 費 用	9,689	7,928
	貯 金 利 息	2,570	424
	譲 渡 性 貯 金 利 息	51	19
	そ の 他 支 払 利 息	7,067	7,484
	(うち支払奨励金)	(7,067)	(7,484)
	役 務 取 引 等 費 用	1,190	1,185
	支 払 為 替 手 数 料	7	6
	その他の支払手数料	1,183	1,178
	そ の 他 事 業 費 用	1,222	2,225
	支 払 助 成 金	222	96
	国債等債券売却損	999	2,129
	金融派生商品費用	0	0
	経 費	2,028	1,944
	人 件 費	1,089	1,051
	物 件 費	836	804
	税 金	102	88
	そ の 他 経 常 費 用	94	131
	相互援助積立金繰入額	58	59
	金銭の信託運用損	24	57
	その他の経常費用	12	14
経	常 利 益	3,648	3,544
特	別 利 益	0	0
	そ の 他 の 特 別 利 益	0	0
特	別 損 失	0	0
	固 定 資 産 処 分 損	0	0
	そ の 他 の 特 別 損 失	0	0
税	引 前 当 期 利 益	3,648	3,544
法	人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	541	607
法	人 税 等 調 整 額	1	△ 13
法	人 税 等 合 計	543	593
当	期 剰 余 金	3,105	2,950
当	期 首 繰 越 剰 余 金	2,776	2,675
当	期 末 処 分 剰 余 金	5,881	5,626

経費の内訳

(単位：百万円)

科 目	令和 7 年度	令和 6 年度
人 件 費	1,089	1,051
役員報酬	70	70
給料手当	764	754
うち賞与引当金繰入額	63	62
福利厚生費	166	159
退職給付費用	77	56
役員退職慰労金	0	0
役員退職慰労引当金繰入額	9	9
物 件 費	836	804
事業推進費	48	59
債権管理費	1	2
旅費交通費	22	21
業務費	478	453
負担金	101	101
施設費	182	162
雑費	1	3
税 金	102	88
合 計	2,028	1,944



キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和 7 年度 (自令和 7 年4月 1日 至令和 8 年3月31日)	令和 6 年度 (自令和 6 年4月 1日 至令和 7 年3月31日)
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	3,648	3,544
減価償却費	38	45
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△ 22	△ 11
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△ 11	23
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	48	69
資金運用収益	△ 13,804	△ 10,993
資金調達費用	9,689	7,928
有価証券関係損益 (△は益)	△ 1,195	△ 2,023
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△ 726	△ 631
為替差損益 (△は益)	855	378
貸出金の純増 (△) 減	10,238	25,882
預け金の純増 (△) 減	△ 39,000	65,782
貯金の純増減 (△)	△ 75,981	△ 91,082
借入金の純増減 (△)	△ 1,400	△ 2,200
資金運用による収入	12,119	11,135
資金調達による支出	△ 8,359	△ 7,622
事業分量配当金の支払額	△ 1,447	△ 1,744
その他	△ 860	751
小 計	△ 106,170	△ 765
法人税等の支払額	△ 564	△ 575
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 106,735	△ 1,340
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 47,128	△ 54,253
有価証券の売却による収入	10,991	18,723
有価証券の償還による収入	133,265	65,636
金銭の信託の増加による支出	△ 4,095	△ 6,546
金銭の信託の減少による収入	48	139
固定資産の取得による支出	△ 46	△ 1
外部出資の増加による支出	△ 58	△ 14,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	92,976	9,535
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 802	△ 802
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 802	△ 802
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
V 現金及び現金同等物の増加額 (減少額)	△ 14,561	7,391
VI 現金及び現金同等物の期首残高	62,521	55,130
VII 現金及び現金同等物の期末残高	47,960	62,521

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和7年度	令和6年度
1 当 期 未 処 分 剰 余 金	5,881	5,626
2 剰 余 金 処 分 額	3,271	2,849
(1) 利 益 準 備 金	700	600
(2) 任 意 積 立 金	—	—
経営安定化対策積立金	—	—
特 別 積 立 金	—	—
(3) 出 資 配 当 金	802	802
普通出資に対する配当金	623	623
後配出資に対する配当金	179	179
(4) 事 業 分 量 配 当 金	1,768	1,447
3 次 期 繰 越 剰 余 金	2,610	2,776

(注) 1. 普通出資に対する配当率および後配出資に対する配当率の割合は、次のとおりであります。

令和7年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

令和6年度 普通出資 年2.70%、後配出資 年0.90%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりであります。

令和7年度ネット定期貯金平均残高に対して

0.100% 1,366百万円

0.0294% 401百万円 (令和7年度特別措置)

令和6年度ネット定期貯金平均残高に対して

0.100% 1,447百万円

3. 平成26年度より開始した経営安定化対策積立金の、積立目的、積立目標額、積立基準および取崩基準などは次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	積立目的	積立目標額	積立基準	取崩基準	当期末残高
経営安定化対策積立金	将来突発的に発生するリスクへの備えとして、当会の決算に大きな影響を及ぼす臨時的な損失もしくは支出の発生時に対応することを目的とする。	5,000	毎事業年度の剰余金処分により積み立てる。	この積立金の取り崩しは、以下に起因する事由が発生した時に、経営管理委員会の議決によって必要と認めた範囲内で相当額を取り崩すものとする。 ①会員に対する配当に影響を及ぼす有価証券などの減損損失および売却損 ②会計変更などの影響に伴う費用処理など、当会の決算に大きな影響を及ぼす損失・支出	4,200

注記表

令和7年度（自令和7年4月1日 至令和8年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～30年</td> </tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。 - a 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 - b 要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。 - c 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。 - d 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが立たない状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。 - e 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見込額を計上しております。	建 物	3年～50年	その他	3年～30年
建 物	3年～50年				
その他	3年～30年				

項 目	注 記 事 項																		
1 重要な会計方針にかかるとる事項に関する注記	⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛県 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。 (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。 (10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。																		
2 会計上の見積りに関する注記	(1) 貸倒引当金 ① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 683百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																		
3 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,342百万円であります。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車およびその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>12百万円</td><td>43百万円</td><td>56百万円</td></tr></table> (3) 為替決済の担保として預金60,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券853百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。 (4) 有担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計18,415百万円含まれております。 (5) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。 (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は、370百万円であります。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (8) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (9) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権およびこれらに準ずる債権額</td><td>641 百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>94 百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>735 百万円</td></tr></table> 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	12百万円	43百万円	56百万円	破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	641 百万円	危険債権額	94 百万円	三月以上延滞債権額	－ 百万円	貸出条件緩和債権額	－ 百万円	合計額	735 百万円
	1年以内	1年超	合計																
オペレーティング・リース	12百万円	43百万円	56百万円																
破産更生債権およびこれらに準ずる債権額	641 百万円																		
危険債権額	94 百万円																		
三月以上延滞債権額	－ 百万円																		
貸出条件緩和債権額	－ 百万円																		
合計額	735 百万円																		

項 目	注 記 事 項												
3 貸借対照表に関する注記	(10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、令和7年度末残高はありません。 (11) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は68,532百万円であります。 (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金4,218百万円が含まれております。												
4 損益計算書に関する注記	<table border="0"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td><td>0百万円</td></tr> <tr> <td> うち事業取引高</td><td>0 〃</td></tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 〃</td></tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td><td>285百万円</td></tr> <tr> <td> うち事業取引高</td><td>285 〃</td></tr> <tr> <td> うち事業取引以外の取引高</td><td>－ 〃</td></tr> </table> (3) 貸出金償却はありません。	(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円	うち事業取引高	0 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃	(2) 子会社等との取引による費用総額	285百万円	うち事業取引高	285 〃	うち事業取引以外の取引高	－ 〃
(1) 子会社等との取引による収益総額	0百万円												
うち事業取引高	0 〃												
うち事業取引以外の取引高	－ 〃												
(2) 子会社等との取引による費用総額	285百万円												
うち事業取引高	285 〃												
うち事業取引以外の取引高	－ 〃												
5 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約および貸出コミットメントを含む）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債券および投資信託を満期保有目的および純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ＡＬＭにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合ＶａＲにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。												

項 目	注 記 事 項
5 金融商品に関する注記	(b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。 (e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のV a Rは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で17,039百万円であります。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なる場合があります。

項 目	注 記 事 項																																																																
5 金融商品に関する注記	(2) 金融商品の時価等に関する事項																																																																
	① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。																																																																
	<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td>預け金</td><td>900,032 百万円</td><td>897,910 百万円</td><td>△ 2,121 百万円</td></tr><tr><td>金銭の信託</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他の金銭の信託</td><td>51,330 〃</td><td>51,330 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>22,681 〃</td><td>20,114 〃</td><td>△ 2,567 〃</td></tr><tr><td>その他有価証券</td><td>403,537 〃</td><td>403,537 〃</td><td>— 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>79,497 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金</td><td>668 〃</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>78,828 〃</td><td>78,022 〃</td><td>△ 806 〃</td></tr><tr><td>資産計</td><td>1,456,411 〃</td><td>1,450,915 〃</td><td>△ 5,495 〃</td></tr><tr><td>貯金</td><td>1,418,442 〃</td><td>1,414,219 〃</td><td>△ 4,222 〃</td></tr><tr><td>負債計</td><td>1,418,442 〃</td><td>1,414,219 〃</td><td>△ 4,222 〃</td></tr><tr><td>デリバティブ取引</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ヘッジ会計が適用されているもの</td><td>(468) 百万円</td><td>(468) 百万円</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>デリバティブ取引計</td><td>(468) 〃</td><td>(468) 〃</td><td>— 〃</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時 価	差 額	預け金	900,032 百万円	897,910 百万円	△ 2,121 百万円	金銭の信託				その他の金銭の信託	51,330 〃	51,330 〃	— 〃	有価証券				満期保有目的の債券	22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃	その他有価証券	403,537 〃	403,537 〃	— 〃	貸出金	79,497 〃			貸倒引当金	668 〃			貸倒引当金控除後	78,828 〃	78,022 〃	△ 806 〃	資産計	1,456,411 〃	1,450,915 〃	△ 5,495 〃	貯金	1,418,442 〃	1,414,219 〃	△ 4,222 〃	負債計	1,418,442 〃	1,414,219 〃	△ 4,222 〃	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されているもの	(468) 百万円	(468) 百万円	— 百万円	デリバティブ取引計	(468) 〃	(468) 〃	— 〃
		貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																													
	預け金	900,032 百万円	897,910 百万円	△ 2,121 百万円																																																													
	金銭の信託																																																																
	その他の金銭の信託	51,330 〃	51,330 〃	— 〃																																																													
	有価証券																																																																
	満期保有目的の債券	22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃																																																													
	その他有価証券	403,537 〃	403,537 〃	— 〃																																																													
貸出金	79,497 〃																																																																
貸倒引当金	668 〃																																																																
貸倒引当金控除後	78,828 〃	78,022 〃	△ 806 〃																																																														
資産計	1,456,411 〃	1,450,915 〃	△ 5,495 〃																																																														
貯金	1,418,442 〃	1,414,219 〃	△ 4,222 〃																																																														
負債計	1,418,442 〃	1,414,219 〃	△ 4,222 〃																																																														
デリバティブ取引																																																																	
ヘッジ会計が適用されているもの	(468) 百万円	(468) 百万円	— 百万円																																																														
デリバティブ取引計	(468) 〃	(468) 〃	— 〃																																																														
(注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用した投資信託が含まれております。 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金9,901百万円を含めております。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。																																																																	
② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明																																																																	
【資産】																																																																	
a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																																	
b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。																																																																	
c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。 市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。 なお、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項および第24-9項の基準価額を時価とみなす取り扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。																																																																	
d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。																																																																	
【負債】																																																																	
a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしてしております。 また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。																																																																	

項	目	注	記	事	項																																																							
5	金融商品に関する注記	【デリバティブ取引】																																																										
		デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。																																																										
		③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。																																																										
		<table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>非 上 場 株 式</td><td>293百万円</td></tr><tr><td>組 合 出 資 金 等</td><td>90,042百万円</td></tr></table>					貸借対照表計上額	非 上 場 株 式	293百万円	組 合 出 資 金 等	90,042百万円																																																	
			貸借対照表計上額																																																									
		非 上 場 株 式	293百万円																																																									
		組 合 出 資 金 等	90,042百万円																																																									
		(注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。																																																										
		2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。																																																										
		④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額																																																										
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預け金</td><td>900,032 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債権</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>25,000 〃</td></tr><tr><td>その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>16,064 〃</td><td>23,168 〃</td><td>26,194 〃</td><td>28,233 〃</td><td>7,976 〃</td><td>289,723 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>23,971 〃</td><td>13,732 〃</td><td>13,989 〃</td><td>9,049 〃</td><td>4,378 〃</td><td>13,744 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>940,067 〃</td><td>36,901 〃</td><td>40,183 〃</td><td>37,283 〃</td><td>12,355 〃</td><td>328,467 〃</td></tr></table>					1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	900,032 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券							満期保有目的の債権	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	25,000 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	16,064 〃	23,168 〃	26,194 〃	28,233 〃	7,976 〃	289,723 〃	貸出金	23,971 〃	13,732 〃	13,989 〃	9,049 〃	4,378 〃	13,744 〃	合 計	940,067 〃	36,901 〃	40,183 〃	37,283 〃	12,355 〃	328,467 〃								
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																						
預け金	900,032 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																						
有価証券																																																												
満期保有目的の債権	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	25,000 〃																																																						
その他有価証券のうち満期があるもの	16,064 〃	23,168 〃	26,194 〃	28,233 〃	7,976 〃	289,723 〃																																																						
貸出金	23,971 〃	13,732 〃	13,989 〃	9,049 〃	4,378 〃	13,744 〃																																																						
合 計	940,067 〃	36,901 〃	40,183 〃	37,283 〃	12,355 〃	328,467 〃																																																						
(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）8,733百万円については「1年以内」に含めております。																																																												
2. 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等632百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。																																																												
3. 期限のない劣後特約付貸出金4,218百万円については「5年超」に含めております。																																																												
⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額																																																												
<table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯金</td><td>1,408,458 百万円</td><td>37 百万円</td><td>41 百万円</td><td>3 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>譲渡性貯金</td><td>9,901 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,418,359 〃</td><td>37 〃</td><td>41 〃</td><td>3 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr></table>					1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,408,458 百万円	37 百万円	41 百万円	3 百万円	－ 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	9,901 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,418,359 〃	37 〃	41 〃	3 〃	－ 〃	－ 〃																													
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																						
貯金	1,408,458 百万円	37 百万円	41 百万円	3 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																						
譲渡性貯金	9,901 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																						
合 計	1,418,359 〃	37 〃	41 〃	3 〃	－ 〃	－ 〃																																																						
(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。																																																												
6	有価証券に関する注記	(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。																																																										
		① 満期保有目的の債券																																																										
		満期保有目的の債券において、種類毎の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。																																																										
		<table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="2">時価が貸借対照表計上額を超えるもの</td><td>国債</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>小計</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td rowspan="2">時価が貸借対照表計上額を超えないもの</td><td>国債</td><td>22,681 百万円</td><td>20,114 百万円</td><td>△ 2,567 百万円</td></tr><tr><td>小計</td><td>22,681 〃</td><td>20,114 〃</td><td>△ 2,567 〃</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>22,681 〃</td><td>20,114 〃</td><td>△ 2,567 〃</td></tr></table>					種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	小計	－ 〃	－ 〃	－ 〃	時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	22,681 百万円	20,114 百万円	△ 2,567 百万円	小計	22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃	合 計		22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃																											
			種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																						
		時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																						
			小計	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																						
		時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	22,681 百万円	20,114 百万円	△ 2,567 百万円																																																						
			小計	22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃																																																						
		合 計		22,681 〃	20,114 〃	△ 2,567 〃																																																						
② その他有価証券																																																												
その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。																																																												
<table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差 額</th></tr><tr><td rowspan="4">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td><td>債券</td><td>25,028 百万円</td><td>17,885 百万円</td><td>7,143 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>25,028 〃</td><td>17,885 〃</td><td>7,143 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>189,541 〃</td><td>157,414 〃</td><td>32,126 〃</td></tr><tr><td>小計</td><td>214,570 〃</td><td>175,299 〃</td><td>39,270 〃</td></tr><tr><td rowspan="6">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td>債 券</td><td>66,658 百万円</td><td>75,957 百万円</td><td>△ 9,298 百万円</td></tr><tr><td>国 債</td><td>42,658 〃</td><td>50,029 〃</td><td>△ 7,371 〃</td></tr><tr><td>地方債</td><td>2,447 〃</td><td>2,588 〃</td><td>△ 140 〃</td></tr><tr><td>社 債</td><td>7,820 〃</td><td>8,339 〃</td><td>△ 519 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>13,732 〃</td><td>15,000 〃</td><td>△ 1,267 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>122,308 〃</td><td>131,745 〃</td><td>△ 9,436 〃</td></tr><tr><td colspan="2">小 計</td><td>188,967 〃</td><td>207,702 〃</td><td>△ 18,735 〃</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>403,537 〃</td><td>383,002 〃</td><td>20,535 〃</td></tr></table>					種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	25,028 百万円	17,885 百万円	7,143 百万円	その他	25,028 〃	17,885 〃	7,143 〃	その他	189,541 〃	157,414 〃	32,126 〃	小計	214,570 〃	175,299 〃	39,270 〃	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	66,658 百万円	75,957 百万円	△ 9,298 百万円	国 債	42,658 〃	50,029 〃	△ 7,371 〃	地方債	2,447 〃	2,588 〃	△ 140 〃	社 債	7,820 〃	8,339 〃	△ 519 〃	その他	13,732 〃	15,000 〃	△ 1,267 〃	そ の 他	122,308 〃	131,745 〃	△ 9,436 〃	小 計		188,967 〃	207,702 〃	△ 18,735 〃	合 計		403,537 〃	383,002 〃	20,535 〃
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額																																																								
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	25,028 百万円	17,885 百万円	7,143 百万円																																																								
	その他	25,028 〃	17,885 〃	7,143 〃																																																								
	その他	189,541 〃	157,414 〃	32,126 〃																																																								
	小計	214,570 〃	175,299 〃	39,270 〃																																																								
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	66,658 百万円	75,957 百万円	△ 9,298 百万円																																																								
	国 債	42,658 〃	50,029 〃	△ 7,371 〃																																																								
	地方債	2,447 〃	2,588 〃	△ 140 〃																																																								
	社 債	7,820 〃	8,339 〃	△ 519 〃																																																								
	その他	13,732 〃	15,000 〃	△ 1,267 〃																																																								
	そ の 他	122,308 〃	131,745 〃	△ 9,436 〃																																																								
小 計		188,967 〃	207,702 〃	△ 18,735 〃																																																								
合 計		403,537 〃	383,002 〃	20,535 〃																																																								
(注) 上記差額合計から繰延税金負債5,831百万円を差し引いた金額14,703百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。																																																												

項 目	注 記 事 項																
6 有価証券に関する注記	(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>売 却 額</td><td>売 却 益</td><td>売 却 損</td></tr><tr><td>債 券</td><td>9,928百万円</td><td>2,189百万円</td><td>999百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>2,004百万円</td><td>4百万円</td><td>一百万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>11,932 〃</td><td>2,194 〃</td><td>999 〃</td></tr></table>		売 却 額	売 却 益	売 却 損	債 券	9,928百万円	2,189百万円	999百万円	その他	2,004百万円	4百万円	一百万円	合 計	11,932 〃	2,194 〃	999 〃
	売 却 額	売 却 益	売 却 損														
債 券	9,928百万円	2,189百万円	999百万円														
その他	2,004百万円	4百万円	一百万円														
合 計	11,932 〃	2,194 〃	999 〃														
7 金銭の信託に関する注記	金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>貸借対照表 計上額</td><td>取得原価</td><td>差 額</td><td>うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの</td><td>うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの</td></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>51,330百万円</td><td>49,564百万円</td><td>1,766百万円</td><td>2,798百万円</td><td>1,031百万円</td></tr></table> (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債501百万円を差し引いた金額1,264百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	その他の 金銭の信託	51,330百万円	49,564百万円	1,766百万円	2,798百万円	1,031百万円				
	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの												
その他の 金銭の信託	51,330百万円	49,564百万円	1,766百万円	2,798百万円	1,031百万円												
8 退職給付に関する注記	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>657百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>77 〃</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△89 〃</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>645 〃</td></tr></table> ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>645百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>645百万円</td></tr></table> ④ 退職給付に関する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>77百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。 また、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、76百万円となっております。	期首における退職給付引当金	657百万円	退職給付費用	77 〃	退職給付の支払額	△89 〃	期末における退職給付引当金	645 〃	退職給付債務	645百万円	退職給付引当金	645百万円	簡便法で計算した退職給付費用	77百万円		
期首における退職給付引当金	657百万円																
退職給付費用	77 〃																
退職給付の支払額	△89 〃																
期末における退職給付引当金	645 〃																
退職給付債務	645百万円																
退職給付引当金	645百万円																
簡便法で計算した退職給付費用	77百万円																

項 目	注 記 事 項		
9 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等		
	繰延税金資産		
	貸倒引当金超過額	90	百万円
	退職給付引当金超過額	183	〃
	賞与引当金超過額	17	〃
	相互援助積立金超過額	783	〃
	未払事業税	34	〃
	役員退職慰勞引当金超過額	9	〃
	支払奨励金の未払利息	168	〃
	繰延ヘッジ損益	525	〃
	その他	30	〃
	繰延税金資産小計	1,842	〃
	評価性引当額	△876	〃
	繰延税金資産合計 (A)	966	〃
	繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金	△6,333	百万円
	外債未収利息	△12	〃
	繰延税金負債合計 (B)	△6,345	〃
	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△5,379	〃
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
	法定実効税率 (調整)	27.7	%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2	〃
	事業分量配当金	△13.4	〃
	評価性引当額の増減	0.4	〃
	その他	△0.0	〃
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.9	〃
10 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。		
	関連法人等に対する投資の金額	60	百万円
	持分法を適用した場合の投資の金額	221	〃
	持分法を適用した場合の投資損失の金額	△5	〃
11 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。		

注記表

令和6年度（自令和6年4月1日 至令和7年3月31日）

項 目	注 記 事 項				
1 重要な会計方針にかかわる事項に関する注記	(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。 ・子会社・子法人等株式および関連法人等株式…原価法（売却原価は移動平均法により算定） ・その他有価証券…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3年～15年</td> </tr> </table> (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 (7) 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (8) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却および引当規程」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 なお、債務者の区分は「自己査定マニュアル」に則り、次のとおり分類しております。 - a 正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者。 - b 要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど債務の履行状況に問題のある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者、または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。 - c 破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）。 - d 実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不確かな状況にあると認められるなど、実質的に経営破綻に陥っている債務者。 - e 破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。 ② 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上しております。 ③ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任給与金引当規程」に基づき、当年度末における要支給見積額を計上しております。	建 物	3年～50年	その他	3年～15年
建 物	3年～50年				
その他	3年～15年				

項 目	注 記 事 項																		
1 重要な会計方針にかかるとる事項に関する注記	⑤ 相互援助積立金 相互援助積立金は、愛媛県 J Aバンクの信用事業の再編・強化を図り、もって J Aバンクの信用向上に資することを目的に、「愛媛県 J Aバンク支援制度要領」に基づき必要額を計上しております。 (9) 外貨建有価証券にかかる為替相場変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替予約取引を利用しており、当該為替予約については、ヘッジ会計の要件を満たしていることから、繰延ヘッジの方法によるヘッジ会計を実施しております。 (10) 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。																		
2 会計上の見積りに関する注記	(1) 貸倒引当金 ① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額 貸倒引当金 705百万円 ② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																		
3 貸借対照表に関する注記	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,323百万円であります。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として営業店システム端末機があり、未経過リース料年度末残高相当額は次のとおりであります。 <table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>11百万円</td><td>52百万円</td><td>63百万円</td></tr></table> (3) 為替決済の担保として預金60,000百万円を、先物取引証拠金の代用として有価証券700百万円を、愛媛県指定金融機関に対し指定代理金融機関事務取り扱いの担保として預金 30百万円を差し入れております。 (4) 子会社等に対する金銭債権の総額は、0百万円であります。 (5) 子会社等に対する金銭債務の総額は、409百万円であります。 (6) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債権はありません。 (7) 経営管理委員、理事および監事との間の取引による金銭債務はありません。 (8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>634 百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>79 百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>— 百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>713 百万円</td></tr></table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 (9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有しておりますが、令和6年度末残高はありません。		1年以内	1年超	合計	オペレーティング・リース	11百万円	52百万円	63百万円	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	634 百万円	危険債権額	79 百万円	三月以上延滞債権額	— 百万円	貸出条件緩和債権額	— 百万円	合計額	713 百万円
	1年以内	1年超	合計																
オペレーティング・リース	11百万円	52百万円	63百万円																
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	634 百万円																		
危険債権額	79 百万円																		
三月以上延滞債権額	— 百万円																		
貸出条件緩和債権額	— 百万円																		
合計額	713 百万円																		

項 目	注 記 事 項
3 貸借対照表に関する注記	(10) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約にかかる融資未実行残高は71,708百万円であります。 (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金4,218百万円が含まれております。
4 損益計算書に関する注記	(1) 子会社等との取引による収益総額 0百万円 うち事業取引高 0 〃 うち事業取引以外の取引高 ー 〃 (2) 子会社等との取引による費用総額 286百万円 うち事業取引高 286 〃 うち事業取引以外の取引高 ー 〃 (3) 貸出金償却はありません。
5 金融商品に関する注記	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、愛媛県を事業区域として、地元のＪＡなどが会員となって運営している相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 ＪＡは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、余裕金運用として、資金を農林中央金庫に預け入れるほか、国内外の債券や投資信託等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容およびそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として貸出金（当座貸越契約および貸出コミットメントを含む）、金銭の信託、有価証券および農林中央金庫への預け金であり、貸出金は主として県内の取引先に対して行っております。金銭の信託は指定金外信託により運用しており、その構成資産は、社債、株式および外貨建ての外国証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクおよび外国為替の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、債券および投資信託を純投資目的（その他目的）で保有しております。 これらは、取引先や発行体の契約不履行によって損失を被る信用リスク、金利・為替・価格の変動によって損失を被る市場リスク、資金調達にかかる流動性リスクに晒されております。 また、保有する外貨建債券における将来の収益確保を目的に先物為替予約取引を行い、時価評価されているヘッジ手段にかかる損益をヘッジ対象にかかる損益が認識されるまで繰延べる方法（繰延ヘッジ）を適用しております。 ③ 金融商品にかかるリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い、信用リスクの管理を行っております。 貸出金に関しては、個別案件毎の与信審査、保証や担保の設定、内部格付、資産査定、与信限度額、信用情報管理、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信の保全管理は、融資担当部署において行い、リスク管理担当部署は信用状況をモニタリングしております。さらに、定期的にリスクマネジメント委員会や理事会において審議、報告を行っております。 有価証券に関しては、余裕金運用規程に発行体の格付基準を定め、リスク管理担当部署において信用情報や時価の把握を定期的に行い管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、リスクマネジメント基本方針および諸規程に従い市場リスクの管理を行うとともに、余裕金運用規程に従い理事会において運用限度額を決定し管理しております。 そのうち金利リスクについては、ALMにおいても金利の変動を予測し管理しております。また、リスクマネジメント委員会および運用会議において金利リスクの把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 金利リスクを含む市場リスクの管理方法や手続等については、理事会において決定したリスクマネジメント規程に明記しており、リスク管理担当部署において金融資産および負債の市場リスク量や金利リスク量等を市場統合VaRにより把握し、モニタリング結果を定期的に理事・監事に報告しております。 また、余裕金の運用執行、リスク管理、後方事務に関する部門をそれぞれ分離し相互牽制が機能する体制を確立しております。

項 目	注 記 事 項
5 金融商品に関する注記	(b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、内外金利差を考慮のうえ通貨の分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 当会は、市場価格の変動リスクに関して、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定するとともに、銘柄分散等を行い管理しております。日常的には、個別銘柄毎にモニタリングを行っております。 総務担当部署で管理している外部出資は、業務上事業推進目的で保有しているものであり、財務状況などを定期的にモニタリングし、理事会およびリスクマネジメント委員会に報告しております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離独立し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用規程に従い運用限度額を理事会において決定しております。また、余裕金運用事務取扱要領ならびにリスクリミット方針にロスリミット枠、保有枠、ロスカットルールを定めて管理しております。 (e) 市場リスクにかかる定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」であります。 当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のV a Rは分散共分散法（保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間1,200営業日）により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で17,880百万円であります。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。 ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達にかかる流動性リスクの管理 当会は、農林中央金庫への預け金の調整を通じて資金流動性を確保しております。また、市場流動性を勘案した運用商品を選定し流動性を確保するとともに、調達・運用の期間バランス調整を行い、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合があります。

項 目	注 記 事 項
5 金融商品に関する注記	(2) 金融商品の時価等に関する事項
	① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等
	当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。
	なお、市場価格のない株式などについては、次表には含めず③に記載しております。

項 目	注 記 事 項																																																																												
5 金融商品に関する注記	【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれております。 ③ 市場価格のない株式などは次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。 <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th></tr><tr><td>非 上 場 株 式</td><td>235百万円</td></tr><tr><td>組 合 出 資 金 等</td><td>90,042百万円</td></tr></table> (注) 1. 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。 2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。 ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>預け金</td><td>874,155百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>29,255 〃</td><td>41,174 〃</td><td>34,683 〃</td><td>25,899 〃</td><td>25,160 〃</td><td>341,371 〃</td></tr><tr><td> その他有価証券のうち満期があるもの</td><td>29,255 〃</td><td>41,174 〃</td><td>34,683 〃</td><td>25,899 〃</td><td>25,160 〃</td><td>341,371 〃</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>33,561 〃</td><td>13,866 〃</td><td>9,811 〃</td><td>9,881 〃</td><td>8,187 〃</td><td>14,427 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>936,972 〃</td><td>55,040 〃</td><td>44,494 〃</td><td>35,781 〃</td><td>33,348 〃</td><td>355,798 〃</td></tr></table> (注) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く。）16,597百万円については「1年以内」に含めております。 また、期限のない劣後特約貸出金4,218百万円については「5年超」に含めております。 ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額 <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><td>貯金</td><td>1,470,865百万円</td><td>31 百万円</td><td>28 百万円</td><td>4 百万円</td><td>54 百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>譲渡性貯金</td><td>23,440 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td><td>－ 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td>1,494,306 〃</td><td>31 〃</td><td>28 〃</td><td>4 〃</td><td>54 〃</td><td>－ 〃</td></tr></table> (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。		貸借対照表計上額	非 上 場 株 式	235百万円	組 合 出 資 金 等	90,042百万円		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	預け金	874,155百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	有価証券	29,255 〃	41,174 〃	34,683 〃	25,899 〃	25,160 〃	341,371 〃	その他有価証券のうち満期があるもの	29,255 〃	41,174 〃	34,683 〃	25,899 〃	25,160 〃	341,371 〃	貸出金	33,561 〃	13,866 〃	9,811 〃	9,881 〃	8,187 〃	14,427 〃	合 計	936,972 〃	55,040 〃	44,494 〃	35,781 〃	33,348 〃	355,798 〃		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	貯金	1,470,865百万円	31 百万円	28 百万円	4 百万円	54 百万円	－ 百万円	譲渡性貯金	23,440 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	合 計	1,494,306 〃	31 〃	28 〃	4 〃	54 〃	－ 〃
	貸借対照表計上額																																																																												
非 上 場 株 式	235百万円																																																																												
組 合 出 資 金 等	90,042百万円																																																																												
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																							
預け金	874,155百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円																																																																							
有価証券	29,255 〃	41,174 〃	34,683 〃	25,899 〃	25,160 〃	341,371 〃																																																																							
その他有価証券のうち満期があるもの	29,255 〃	41,174 〃	34,683 〃	25,899 〃	25,160 〃	341,371 〃																																																																							
貸出金	33,561 〃	13,866 〃	9,811 〃	9,881 〃	8,187 〃	14,427 〃																																																																							
合 計	936,972 〃	55,040 〃	44,494 〃	35,781 〃	33,348 〃	355,798 〃																																																																							
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																							
貯金	1,470,865百万円	31 百万円	28 百万円	4 百万円	54 百万円	－ 百万円																																																																							
譲渡性貯金	23,440 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃	－ 〃																																																																							
合 計	1,494,306 〃	31 〃	28 〃	4 〃	54 〃	－ 〃																																																																							
6 有価証券に関する注記	(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 <table><tr><th></th><th>種 類</th><th>貸借対照表計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th></tr><tr><td rowspan="4">貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの</td><td>債券</td><td>28,314 百万円</td><td>20,794 百万円</td><td>7,520 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>28,314 〃</td><td>20,794 〃</td><td>7,520 〃</td></tr><tr><td>その他</td><td>214,321 〃</td><td>183,427 〃</td><td>30,893 〃</td></tr><tr><td>小計</td><td>242,636 〃</td><td>204,222 〃</td><td>38,413 〃</td></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの</td><td>債 券</td><td>68,912 百万円</td><td>72,598 百万円</td><td>△ 3,686 百万円</td></tr><tr><td> 国 債</td><td>41,625 〃</td><td>44,226 〃</td><td>△ 2,601 〃</td></tr><tr><td> 地方債</td><td>825 〃</td><td>829 〃</td><td>△ 4 〃</td></tr><tr><td> 社 債</td><td>8,276 〃</td><td>8,581 〃</td><td>△ 304 〃</td></tr><tr><td> その他</td><td>18,185 〃</td><td>18,961 〃</td><td>△ 776 〃</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>204,646 〃</td><td>224,751 〃</td><td>△ 20,105 〃</td></tr><tr><td>小 計</td><td>273,559 〃</td><td>297,350 〃</td><td>△ 23,791 〃</td></tr><tr><td>合 計</td><td></td><td>516,195 〃</td><td>501,572 〃</td><td>14,622 〃</td></tr></table> (注) 上記差額合計から繰延税金負債4,152百万円を差し引いた金額10,469百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。 <table><tr><th></th><th>売却額</th><th>売却益</th><th>売却損</th></tr><tr><td>債券</td><td>16,555百万円</td><td>3,984百万円</td><td>2,129百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>4,200百万円</td><td>168百万円</td><td>－ 百万円</td></tr><tr><td>合 計</td><td>20,756 〃</td><td>4,152 〃</td><td>2,129 〃</td></tr></table>		種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	28,314 百万円	20,794 百万円	7,520 百万円	その他	28,314 〃	20,794 〃	7,520 〃	その他	214,321 〃	183,427 〃	30,893 〃	小計	242,636 〃	204,222 〃	38,413 〃	貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債 券	68,912 百万円	72,598 百万円	△ 3,686 百万円	国 債	41,625 〃	44,226 〃	△ 2,601 〃	地方債	825 〃	829 〃	△ 4 〃	社 債	8,276 〃	8,581 〃	△ 304 〃	その他	18,185 〃	18,961 〃	△ 776 〃	そ の 他	204,646 〃	224,751 〃	△ 20,105 〃	小 計	273,559 〃	297,350 〃	△ 23,791 〃	合 計		516,195 〃	501,572 〃	14,622 〃		売却額	売却益	売却損	債券	16,555百万円	3,984百万円	2,129百万円	その他	4,200百万円	168百万円	－ 百万円	合 計	20,756 〃	4,152 〃	2,129 〃				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差額																																																																									
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	債券	28,314 百万円	20,794 百万円	7,520 百万円																																																																									
	その他	28,314 〃	20,794 〃	7,520 〃																																																																									
	その他	214,321 〃	183,427 〃	30,893 〃																																																																									
	小計	242,636 〃	204,222 〃	38,413 〃																																																																									
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	債 券	68,912 百万円	72,598 百万円	△ 3,686 百万円																																																																									
	国 債	41,625 〃	44,226 〃	△ 2,601 〃																																																																									
	地方債	825 〃	829 〃	△ 4 〃																																																																									
	社 債	8,276 〃	8,581 〃	△ 304 〃																																																																									
	その他	18,185 〃	18,961 〃	△ 776 〃																																																																									
	そ の 他	204,646 〃	224,751 〃	△ 20,105 〃																																																																									
	小 計	273,559 〃	297,350 〃	△ 23,791 〃																																																																									
合 計		516,195 〃	501,572 〃	14,622 〃																																																																									
	売却額	売却益	売却損																																																																										
債券	16,555百万円	3,984百万円	2,129百万円																																																																										
その他	4,200百万円	168百万円	－ 百万円																																																																										
合 計	20,756 〃	4,152 〃	2,129 〃																																																																										

項 目	注 記 事 項														
7 金銭の信託に関する注記	金銭の信託に関する事項 その他の金銭の信託は、次のとおりであります。 <table><tr><th></th><th>貸借対照表 計上額</th><th>取得原価</th><th>差額</th><th>うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの</th><th>うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの</th></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>47,669百万円</td><td>45,541百万円</td><td>2,127百万円</td><td>2,699百万円</td><td>571百万円</td></tr></table> (注) 1.上記差額合計から繰延税金負債604百万円を差し引いた金額1,523百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2.「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。		貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	その他の 金銭の信託	47,669百万円	45,541百万円	2,127百万円	2,699百万円	571百万円		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの										
その他の 金銭の信託	47,669百万円	45,541百万円	2,127百万円	2,699百万円	571百万円										
8 退職給付に関する注記	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 職員の退職給付にあてるため、「職員退職給与規程」に基づき、退職一時金制度を採用しております。 なお、退職給付引当金・退職給付費用の計上にあたっては、簡便法により行っております。 ② 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>633百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>56 〳</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△32 〳</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>657 〳</td></tr></table> ③ 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>退職給付債務</td><td>657百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>657百万円</td></tr></table> ④ 退職給付に関する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>56百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、12百万円となっております。 また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、88百万円となっております。	期首における退職給付引当金	633百万円	退職給付費用	56 〳	退職給付の支払額	△32 〳	期末における退職給付引当金	657 〳	退職給付債務	657百万円	退職給付引当金	657百万円	簡便法で計算した退職給付費用	56百万円
期首における退職給付引当金	633百万円														
退職給付費用	56 〳														
退職給付の支払額	△32 〳														
期末における退職給付引当金	657 〳														
退職給付債務	657百万円														
退職給付引当金	657百万円														
簡便法で計算した退職給付費用	56百万円														

項 目	注 記 事 項		
9 税効果会計に関する注記	(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等		
	繰延税金資産		
	貸倒引当金超過額	89	百万円
	退職給付引当金超過額	186	〃
	賞与引当金超過額	17	〃
	相互援助積立金超過額	767	〃
	未払事業税	37	〃
	役員退職慰労引当金超過額	12	〃
	支払奨励金の未払利息	168	〃
	繰延ヘッジ損益	609	〃
	その他	24	〃
	繰延税金資産小計	1,912	〃
	評価性引当額	△859	〃
	繰延税金資産合計 (A)	1,052	〃
	繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金	△4,757	百万円
	外債未収利息	△12	〃
	繰延税金負債合計 (B)	△4,769	〃
	繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△3,716	〃
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因		
	法定実効税率 (調整)	27.7	%
	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4	%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.0	〃
	事業分量配当金	△11.3	〃
	評価性引当額の増減	0.1	〃
その他	△0.1	〃	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.8	〃	
(3) 税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債への影響額			
「所得税法等の一部を改正する法律」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日に開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.7%から28.4%に変更されました。その結果、繰延税金負債が96百万円、繰延ヘッジ損益が15百万円増加し、その他有価証券評価差額金が117百万円、法人税等調整額が5百万円減少しています。			
10 持分法損益等に関する注記	関連法人等に持分法を適用した場合の投資損益等は次のとおりであります。		
	関連法人等に対する投資の金額	60	百万円
	持分法を適用した場合の投資の金額	227	〃
	持分法を適用した場合の投資損失の金額	16	〃
11 キャッシュ・フロー計算書に関する注記	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金であります。		

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度
経 常 収 益	17,873	16,959	18,687	18,150	16,775
経 常 利 益	3,648	3,544	3,590	4,266	4,750
当 期 剰 余 金	3,105	2,950	3,090	3,737	4,082
出 資 金 (出 資 口 数)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)	43,010 (8,602,087)
純 資 産 額	123,185	118,142	119,955	106,433	115,282
総 資 産 額	1,556,232	1,625,566	1,721,309	1,746,397	1,808,759
貯 金 等 残 高	1,418,442	1,494,424	1,585,506	1,629,348	1,674,847
貸 出 金 残 高	79,497	89,736	115,619	96,785	93,526
有 価 証 券 残 高	426,219	516,195	548,458	608,615	622,431
剰 余 金 配 当 金 額	2,571	2,249	2,547	2,685	2,722
普 通 出 資 配 当 額	623	623	623	623	623
後 配 出 資 配 当 額	179	179	179	179	179
事 業 分 量 配 当 額	1,768	1,447	1,744	1,882	1,920
職 員 数	129	131	137	132	132
単 体 自 己 資 本 比 率	17.57	17.72	17.65	17.15	16.65

(注) 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	4,431	3,287	1,144
役 務 取 引 等 収 支	△ 150	△ 121	△ 29
そ の 他 事 業 収 支	981	1,771	△ 790
事 業 粗 利 益	5,262	4,937	324
(事 業 粗 利 益 率)	(0.37)	(0.33)	(0.04)

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用) 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度	増 減
事 業 純 益	3,234	2,993	241
実 質 事 業 純 益	3,234	2,993	241
コ ア 事 業 純 益	2,043	1,138	905
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	2,550	1,220	1,330

(注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益であります。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和7年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,403,754	13,804	0.983	1,503,364	10,993	0.731
うち 預 け 金	914,374	7,860	0.860	907,740	5,589	0.616
うち 有 価 証 券	415,540	5,392	1.298	509,373	5,001	0.982
うち 貸 出 金	73,442	547	0.746	85,841	399	0.465
資 金 調 達 勘 定	1,390,760	9,372	0.674	1,481,886	7,705	0.520
うち 貯 金・定 積	1,413,226	9,637	0.682	1,498,250	7,909	0.528
うち 譲 渡 性 貯 金	23,643	51	0.218	23,826	19	0.080
うち 借 用 金	886	—	0.000	2,577	—	0.000
経 費	2,028			1,944		
資 金 調 達 原 価 率	—		0.820	—		0.651
総 資 金 利 ざ や	—		0.163	—		0.080

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 資金調達原価率＝(資金調達費用＋経費－金銭の信託運用見合費用) ÷ (資金調達勘定平均残高－金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用＝貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息
 ＋その他支払利息(支払雑利息等)
 資金調達勘定平均残高＝貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれております。
 4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しております。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和7年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	2,810	△ 587
うち 預 け 金	2,270	1,011
うち 有 価 証 券	391	△ 1,075
うち 貸 出 金	148	△ 522
支 払 利 息	1,666	△ 124
うち 貯 金・定 積	1,728	△ 100
うち 譲 渡 性 貯 金	32	15
うち 借 用 金	—	—
差 引	1,144	△ 462

- (注) 1. 増減額は前年度対比であります。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれております。
 3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれております。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額であります。

貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
流 動 性 貯 金	31,409 (2.2)	32,319 (2.1)	△ 910
定 期 性 貯 金	1,381,591 (96.2)	1,465,716 (96.3)	△ 84,125
そ の 他 の 貯 金	225 (0.0)	213 (0.0)	11
計	1,413,226 (98.4)	1,498,250 (98.4)	△ 85,023
譲 渡 性 貯 金	23,643 (1.6)	23,826 (1.6)	△ 183
合 計	1,436,870 (100.0)	1,522,077 (100.0)	△ 85,206

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比であります。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
定 期 貯 金	1,358,574 (100.0)	1,436,748 (100.0)	△ 78,173
うち固定金利定期	1,358,574 (100.0)	1,436,748 (100.0)	△ 78,173
うち変動金利定期	0 (0.0)	0 (0.0)	0

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比であります。

貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
手 形 貸 付	285	452	△ 167
証 書 貸 付	51,679	52,442	△ 763
当 座 貸 越	1,750	4,315	△ 2,564
金 融 機 関 貸 付	19,727	28,630	△ 8,903
割 引 手 形	—	—	—
合 計	73,442	85,841	△ 12,398

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
固 定 金 利 貸 出	51,833 (65.2)	48,549 (54.1)	3,283
変 動 金 利 貸 出	27,664 (34.8)	41,187 (45.9)	△ 13,522
合 計	79,497 (100.0)	89,736 (100.0)	△ 10,238

- (注) () 内は構成比であります。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
貯金・定期積金等	8,843	16,712	△ 7,868
有 価 証 券	—	—	—
動 産	20	22	△ 1
不 動 産	114	82	31
そ の 他 担 保 物	—	3,631	△ 3,631
小 計	8,977	20,449	△ 11,471
農業信用基金協会保証	339	268	71
そ の 他 保 証	447	553	△ 105
小 計	787	821	△ 34
信 用	69,732	68,465	1,267
合 計	79,497	89,736	△ 10,238

債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	221	205	16
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	221	205	16
信 用	155	165	△ 9
合 計	377	370	6

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
設 備 資 金	5,075 (6.4)	9,331 (10.4)	△ 4,255
運 転 資 金	74,422 (93.6)	80,405 (89.6)	△ 5,983
合 計	79,497 (100.0)	89,736 (100.0)	△ 10,238

(注) () 内は構成比であります。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
農 業	534 (0.7)	515 (0.6)	18
林 業	— (—)	— (—)	—
水 産 業	— (—)	— (—)	—
製 造 業	3,559 (4.5)	3,198 (3.6)	361
鉱 業	— (—)	— (—)	—
建 設 業	217 (0.3)	111 (0.1)	106
電気・ガス・熱供給・水道業	445 (0.6)	493 (0.5)	△ 47
運 輸 ・ 通 信 業	918 (1.2)	4,801 (5.4)	△ 3,882
卸売・小売・飲食業	1,786 (2.2)	2,237 (2.5)	△ 450
金 融 ・ 保 険 業	31,461 (39.6)	38,060 (42.4)	△ 6,599
不 動 産 業	2,538 (3.2)	2,493 (2.8)	45
サ ー ビ ス 業	7,435 (9.4)	8,507 (9.5)	△ 1,071
地 方 公 共 団 体	24,171 (30.4)	21,781 (24.3)	2,389
そ の 他	6,429 (8.1)	7,537 (8.4)	△ 1,107
合 計	79,497 (100.0)	89,736 (100.0)	△ 10,238

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)であります。

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
農 業	502	462	39
穀 作	28	37	△ 8
野 菜 ・ 園 芸	78	95	△ 17
果樹・樹園農業	111	131	△ 20
工 芸 作 物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	45	44	1
養 鶏 ・ 鶏 卵	154	85	69
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	83	68	15
農業関連団体等	988	1,136	△ 147
合 計	1,490	1,599	△ 108

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体などに対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金などが該当いたします。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人などに対する貸出金の残高であります。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者などが含まれております。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社などが含まれております。

②資金種別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,190	1,273	△ 83
農 業 制 度 資 金	300	325	△ 25
農業近代化資金	300	325	△ 25
その他制度資金	—	—	—
合 計	1,490	1,599	△ 108

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給などを行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としております。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当いたします。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
日本政策金融公庫資金	3,837	3,766	70
そ の 他	0	2	△ 1
合 計	3,838	3,768	69

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

受託貸付金残高

(単位：百万円)

種 類	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度	増 減
(株)日本政策金融公庫 農 林 水 産 事 業	3,837	3,766	70
(株)日本政策金融公庫 国 民 生 活 事 業	16	19	△ 2
(独)住宅金融支援機構	1,004	1,178	△ 173
(独)福祉医療機構	—	0	0
農 業 改 良 資 金	—	—	—
就 農 支 援 資 金	0	2	△ 1
合 計	4,859	4,965	△ 106

農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債 権 額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和7年度	641	—	—	641	641
	令和6年度	634	—	—	634	634
危 険 債 権	令和7年度	94	11	71	6	89
	令和6年度	79	0	71	6	77
要 管 理 債 権	令和7年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—	—	—	—
小 計	令和7年度	735	11	71	647	730
	令和6年度	713	0	71	640	712
正 常 債 権	令和7年度	79,229				
	令和6年度	89,447				
合 計	令和7年度	79,964				
	令和6年度	90,161				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして(注)1.2.3.4.5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令 和 7 年 度					令 和 6 年 度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	65	36	—	65	36	83	65	—	83	65
個別貸倒引当金	640	647	—	640	647	633	640	—	633	640
合 計	705	683	—	705	683	716	705	—	716	705

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令 和 7 年 度	令 和 6 年 度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(注) 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示することとしておりますが、令和7年度および令和6年度においては発生していません。

有価証券等に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
国 債	61,478	18,348	43,129
地 方 債	1,523	941	582
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	8,448	9,333	△ 885
株 式	—	—	—
外 国 証 券	33,779	40,023	△ 6,244
受 益 証 券	310,310	440,725	△ 130,414
投 資 証 券	—	—	—
合 計	415,540	509,373	△ 93,832

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和 7 年度								
国 債	—	—	—	—	3,539	61,800	—	65,339
地 方 債	—	—	520	—	1,598	329	—	2,447
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	1,897	—	—	5,922	—	7,820
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	9,567	10,988	—	4,473	13,732	—	—	38,761
受 益 証 券	9,702	41,748	33,647	37,239	61,138	107,071	21,302	311,850
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
計	19,269	52,736	36,065	41,712	80,008	175,123	21,302	426,219
令和 6 年度								
国 債	—	—	—	—	—	41,625	—	41,625
地 方 債	—	—	374	—	78	372	—	825
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	1,931	—	6,345	—	8,276
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	9,431	18,883	—	1,545	16,640	—	—	46,500
受 益 証 券	22,317	61,921	50,647	27,790	73,022	162,679	20,590	418,968
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
計	31,748	80,804	51,021	31,267	89,740	211,022	20,590	516,195

(注 1) 残高は、簿価（貸借対照表価額）とする。

(注 2) 地方債のうち愛媛県債および社債のうち住宅金融支援機構は、定時償還を考慮しない。

有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		令和 7 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	22,681	20,114	△2,567	—	—	—
	国 債	22,681	20,114	△2,567	—	—	—
	小 計	22,681	20,114	△2,567	—	—	—
合 計		22,681	20,114	△2,567	—	—	—

(注) 満期保有目的の有価証券については、取得価額を貸借対照表価額としております。

③その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		令和 7 年度			令和 6 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	214,570	175,299	39,270	242,636	204,222	38,413
	外 国 証 券	25,028	17,885	7,143	28,314	20,794	7,520
	そ の 他 の 証 券	189,541	157,414	32,126	214,321	183,427	30,893
	小 計	214,570	175,299	39,270	242,636	204,222	38,413
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債 券	52,926	60,957	△8,030	50,727	53,636	△2,909
	国 債	42,658	50,029	△7,371	41,625	44,226	△2,601
	地 方 債	2,447	2,588	△140	825	829	△3
	社 債	7,820	8,339	△519	8,276	8,581	△304
	そ の 他	136,041	146,745	△10,704	222,831	243,713	△20,881
	外 国 証 券	13,732	15,000	△1,267	18,185	18,961	△776
	そ の 他 の 証 券	122,308	131,745	△9,436	204,646	224,751	△20,105
	小 計	188,967	207,702	△18,735	273,559	297,350	△23,791
合 計		403,537	383,002	20,535	516,195	501,572	14,622

金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託
該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託
該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和 7 年度					令和 6 年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	51,330	49,564	1,766	2,798	△1,031	47,669	45,541	2,127	2,699	△ 571

(注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

デリバティブ取引等

①金利関連取引
該当する取引はありません。

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和 7 年度			令和 6 年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売 建	20,221	20,689	△ 468	18,501	18,412	88
		買 建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	計		20,221	20,689	△ 468	18,501	18,412	88

(注) 上記取引はヘッジ会計が適用されております。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③株式関連取引
該当する取引はありません。

④債券関連取引
該当する取引はありません。

経営諸指標

利益率

(単位：%)

項 目	令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
総資産経常利益率	0.24	0.22	0.02
純資産経常利益率	3.42	3.31	0.11
総資産当期純利益率	0.20	0.18	0.02
純資産当期純利益率	2.91	2.76	0.15

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 7 年度	令和 6 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	5.6	6.0	△ 0.4
	期中平均	5.1	5.6	△ 0.5
貯 証 率	期 末	30.0	34.5	△ 4.5
	期中平均	28.9	33.5	△ 4.6

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100



自己資本の充実の状況

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、17.57%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資および後配出資により調達しております。

普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	230億円（前年度 230億円）

後配出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	愛媛県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本にかかる基礎項目に算入した額	199億円（前年度 199億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加およびオペレーショナル・リスクに備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、内部留保の増強に努めております。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しております。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和7年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	105,970	105,436
うち、出資金及び資本準備金の額	43,010	43,010
うち、再評価積立金の額	3	3
うち、利益剰余金の額	65,527	64,672
うち、外部流出予定額(△)	2,571	2,249
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,794	2,765
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,794	2,765
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	108,764	108,202
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	52	41
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	52	41
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	52	41
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	108,712	108,161
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	607,395	599,102
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,074	11,208
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	618,469	610,311
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.57%	17.72%

- (注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しております。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

項 目	令和7年度			令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,179	-	-	3,618	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	77,587	-	-	47,621	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,020	-	-	24,935	-	-
我が国の地方公共団体向け	28,291	-	-	22,611	-	-
我が国の政府関係機関向け	3,141	314	12	3,382	338	13
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	950,192	191,659	7,666	906,135	180,968	7,238
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20,441	5,932	237	2,012	403	16
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	50,405	19,732	789	50,217	19,294	771
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,028	1,739	69	6,572	5,587	223
（うちトラザクター向け）	0	0	0	0	0	0
不動産関連向け	54	28	1	148	74	2
（うち賃貸用不動産向け）	40	12	0	132	56	2
（うち事業用不動産関連向け）	14	16	0	16	17	0
劣後債権及びその他資本性証券等	1,705	2,131	85	1,705	1,705	68
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	692	59	2	678	51	2
取立未済手形	70	14	0	66	13	0
信用保証協会等による保証付	339	33	1	268	26	1
株式等	2,389	3,106	124	2,331	2,331	93
上記以外	97,397	240,787	9,631	97,368	240,761	9,630
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー）	3,001	7,502	300	3,001	7,502	300
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	92,163	230,409	9,216	92,163	230,409	9,216
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	428	1,071	42	430	1,076	43
（うち上記以外のエクスポージャー）	1,803	1,803	72	1,772	1,772	70
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	338,725	147,722	5,908	453,722	147,841	5,913
（うちルックスルー方式）	338,725	147,722	5,908	453,722	147,841	5,913
標準的手法を適用するエクスポージャー計	1,573,223	607,329	24,293	1,621,385	598,994	23,959
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）		66	2		108	4
合計（信用リスク・アセットの額）	1,573,223	607,395	24,295	1,621,385	599,102	23,964
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	11,074		442	11,208		448
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	618,469		24,738	610,311		24,412

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和7年度	令和6年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	11,074	11,208
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	442	448
BI	7,382	7,472
BIC	885	896

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しております。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当いたします。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれております。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

- 信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、当会が損失を被るリスクのことです。

当会では、信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけたうえで、「リスクマネジメント基本方針」・「リスクマネジメント規程」などに基づき、適切に管理を行っております。

与信審査については、二審制を採用するなか、内部格付制度の採用、大口与信先などに対する信用状況モニタリングの実施などを行っております。また、貸出金および有価証券について、格付別信用供与限度額の設定・管理を実施し、デフォルトなどに伴う損失を一定限度に抑えることにより、適正なリターンの確保が図れる態勢としております。

- 自己査定についても二審制を採用しており、「内部格付要領」・「自己査定規程」などに基づく格付審査や分類債権の判定を行うとともに、「経理規程」および「資産の償却および引当規程」に基づく適正な貸倒引当金の計上を実施しております。具体的には前記、注記表（P 51）に記載しております。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額について、告示に定める標準的手法により算出しております。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイト（注）の判定にあたり使用する格付などは次のとおりであります。

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことであります。

- ① リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & Pグローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- ② リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりであります。

エ ク ス ポ ー ジャ ー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日 本 貿 易 保 険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）
および延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

項 目		令和 7 年度					令和 6 年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	1,201,471	99,976	102,211	—	692	1,127,722	101,781	53,690	—	678
	外	33,026	—	33,026	—	—	39,940	—	39,940	—	—
	地域別残高計	1,234,497	99,976	135,237	—	692	1,167,662	101,781	93,630	—	678
法人	農 業	628	628	—	—	5	597	597	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	0	0	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	9,590	8,889	700	—	630	7,953	7,253	700	—	630
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建 設 ・ 不 動 産 業	3,803	3,756	—	—	—	4,152	4,105	—	—	4
	電気・ガス・熱供給・水道業	465	465	—	—	—	493	493	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	2,000	1,720	—	—	—	5,025	4,803	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	1,076,605	43,424	41,077	—	—	1,034,102	46,093	22,888	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	12,371	12,184	—	—	51	13,624	13,436	—	—	37
	日本国政府・地方公共団体	105,879	28,201	75,439	—	—	70,233	24,284	45,105	—	—
	上 記 以 外	20,270	—	18,020	—	—	28,620	—	24,935	—	—
	業種別残高計	1,234,497	99,976	135,237	—	692	1,167,662	101,781	93,630	—	678
個人	1 年 以 下	937,012	26,180	6,385	—	—	916,827	33,808	6,950	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	54,369	28,296	26,060	—	—	34,178	20,174	14,003	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	13,453	11,452	2,000	—	—	15,013	15,000	—	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	9,663	5,135	4,528	—	—	10,542	6,558	3,983	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	36,049	15,492	20,556	—	—	32,101	14,724	17,376	—	—
	10 年 超	83,535	7,829	75,706	—	—	62,089	10,775	51,314	—	—
	期限の定めのないもの	100,413	5,589	—	—	—	96,909	739	—	—	—
	残存期間別残高計	1,234,497	99,976	135,237	—	—	1,167,662	101,781	93,630	—	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含んでおります。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでおります。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことであります。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップなどの金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3 カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 7 年度					令和 6 年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	65	36	—	65	36	83	65	—	83	65
個別貸倒引当金	640	647	—	640	647	633	640	—	633	640
合 計	705	683	—	705	683	716	705	—	716	705

b 地域別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

当会では国外への貸出を行っていないため、地域別（国内・国外）の開示を省略しております。

c 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和 7 年度						令和 6 年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農 業	—	5	—	—	5	—	—	—	—	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	630	630	—	630	630	—	630	630	—	630	630	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	2	—	—	2	—	—	—	2	—	—	2	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 ・ 保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	1	6	—	1	6	—	—	1	—	—	1	—
	上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人		5	5	—	5	5	—	3	5	—	3	5	—
業種別計		640	647	—	640	647	—	633	640	—	633	640	—

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しております。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

【令和 7 年度】

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	2,179	—	2,179	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	77,587	—	77,587	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	18,020	—	18,020	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	26,791	15,000	26,791	1,500	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	3,141	—	3,141	—	314	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	926,848	67,696	925,717	23,343	191,659	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	2,025	18,415	2,025	18,415	5,932	29
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	37,323	14,451	37,321	13,082	19,732	39
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,565	1,322	1,530	462	1,739	87
（うちランザクター向け）	45	—	3	—	0	0	45
不動産関連向け	20~150	54	—	54	—	28	51
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	40	—	40	—	12	30
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	14	—	14	—	16	110
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	1,705	—	1,705	—	2,131	125
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	45	7	45	0	59	131
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	70	—	70	—	14	20
信用保証協会等による保証付	0~10	339	—	339	—	33	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	2,389	—	2,389	—	3,106	130
上記以外	100~1250	97,397	—	97,397	—	240,787	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	3,001	—	3,001	—	7,502	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	92,163	—	92,163	—	230,409	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	428	—	428	—	1,071	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部T LAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,803	—	1,803	—	1,803	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	338,725	—	338,725	—	147,722	44
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	607,329	—

【令和6年度】

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	3,618	—	3,618	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	47,621	—	47,621	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	24,935	—	24,935	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	22,611	—	22,611	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	3,382	—	3,382	—	338	10
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	906,135	0	904,820	0	180,968	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	2,012	—	2,012	—	403	20
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	39,009	11,500	39,009	11,208	19,294	38
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	6,203	377	6,169	369	5,587	85
（うちランザクター向け）	45	—	1	—	0	0	45
不動産関連向け	20~150	148	—	132	—	74	56
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	132	—	116	—	56	49
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	16	—	16	—	17	110
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	1,705	—	1,705	—	1,705	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	37	2	37	0	51	135
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	66	—	66	—	13	20
信用保証協会等による保証付	0~10	268	—	268	—	26	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	2,331	—	2,331	—	2,331	100
上記以外	100~1250	97,368	0	97,368	0	240,761	247
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のもにに係るエクスポージャー）	250~400	3,001	—	3,001	—	7,502	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	92,163	—	92,163	—	230,409	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	430	—	430	—	1,076	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部TLA C関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部T LAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	1,772	0	1,772	0	1,772	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	453,722	—	453,722	—	147,841	33
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポー ジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されな かったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	—	—	—	—	—	598,994	—

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の
効果を勘案した後のエクスポージャーの額

【令和7年度】

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（ＣＣＦ・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	77,587	－	－	－	－	－	77,587						
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,020	－	－	－	－	－	18,020						
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	28,291	－	－	－	－	－	－	28,291					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	3,141	－	－	－	－	－	3,141					
地 方 三 公 社 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国 際 開 発 銀 行 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	930,589	18,471	－	－	－	－	－	0	949,060				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	2,000	18,441	－	－	－	－	－	－	20,441				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	26,947	16,335	3,781	－	－	3,338	－	－	－	50,403			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	1,705	－	－	－	－	1,705						
株 式 等	－	－	2,389	－	－	－	2,389						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	129	460	1,402	1,993								
（うちトラザクター向け）	0	－	－	－	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け　うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け　うち賃貸用不動産向け	40	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	40	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け　うち事業用不動産関連向け	－	－	14	－	－	－	14						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け　うちその他不動産関連向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不 動 産 関 連 向 け　うちＡＤＣ向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	16	28	－	45								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現 金	2,179	－	－	－	－	2,179							
取 立 未 済 手 形	－	－	70	－	－	70							
信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	－	339	－	－	－	339							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							

【令和 6 年度】

(単位：百万円)

項 目	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	47,621	－	－	－	－	－	47,621						
外国の中央政府及び中央銀行向け	24,935	－	－	－	－	－	24,935						
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－	－	－	－	－	－	－						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	22,611	－	－	－	－	－	－	22,611					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－					
我が国の政府関係機関向け	－	3,382	－	－	－	－	－	3,382					
地 方 三 公 社 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国 際 開 発 銀 行 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	904,778	42	－	－	－	－	－	0	904,820				
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	2,000	12	－	－	－	－	－	－	2,012				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	26,084	19,599	1,026	－	－	3,508	－	－	0	50,217			
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	－	1,705	－	－	－	－	1,705						
株 式 等	－	－	2,331	－	－	－	2,331						
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	161	391	5,986	6,539								
（うちトラザクター向け）	0	－	－	－	0								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	43	－	－	－	－	72	－	－	－	－	－	116	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－	－	16	－	－	－	16						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－										
	100%	150%	その他	合計									
不 動 産 関 連 向 け うちADC向け	－	－	－	－									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	2	6	28	－	38								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現 金	3,618	－	－	－	－	3,618							
取 立 未 済 手 形	－	－	66	－	－	66							
信 用 保 証 協 会 等 に よ る 保 証 付	－	268	－	－	－	268							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－							

(5) 資産(オフ・バランス取引等含む) 残高等リスク・ウェイト区分内訳表

令和7年度

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額 および与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,078,875	85,796	33%	1,105,693
40%～70%	7,483	9,154	97%	16,336
75%	2,810	1,103	100%	3,911
80%	—	—	—	—
85%	1,046	1,213	30%	1,388
90%～100%	3,710	1,208	10%	3,815
105%～130%	14	—	—	14
150%	1,734	—	—	1,734
250%	2,389	—	—	2,389
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	1	75%	0
合計	1,098,064	98,477	39%	1,135,285

令和6年度

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト区分	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額 および与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,025,787	9,000	100%	1,033,468
40%～70%	17,490	2,503	88%	19,674
75%	1,066	128	95%	1,187
80%	—	—	—	—
85%	5,743	246	100%	5,969
90%～100%	3,905	0	43%	3,906
105%～130%	16	—	—	16
150%	1,734	—	—	1,734
250%	2,331	—	—	2,331
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	0	87%	1
合計	1,058,076	11,879	97%	1,068,290

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

○信用リスク削減手法 ～自己資本比率算出における取り扱い～

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証などが設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法であります。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めております。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と当会貯金の相殺」、「保証」を適用しております。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いております。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としております。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しております。

○内部管理における信用リスク削減手法

・担保に関する評価、管理の方法および手続の概要

担保に関する評価および管理は、「貸出業務取扱要領」、「不動産担保事務の手引き」、「担保評価および処分可能見込額」ならびに「自己査定規程」などにに基づき、定期的に担保確認および評価の見直しを行っております。

・主要な担保の種類

主要な担保の種類は当会貯金、不動産であります。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額
令和7年度

(単位：百万円)

項 目	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法 人 等 向 け（特 定 貸 付 債 権 向 け を 含 む。）	—	—	—
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	12	—	—
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	—	—	—
賃 貸 用 不 動 産 向 け	—	—	—
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証 券 化	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—
合 計	12	—	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当いたします。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）などが含まれております。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

項 目	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 向 け	—	—	—
我 が 国 の 政 府 関 係 機 関 向 け	—	—	—
地 方 三 公 社 向 け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法 人 等 向 け（特 定 貸 付 債 権 向 け を 含 む。）	—	—	—
中 堅 中 小 企 業 等 向 け 及 び 個 人 向 け	15	—	—
自 己 居 住 用 不 動 産 等 向 け	—	—	—
賃 貸 用 不 動 産 向 け	—	—	—
事 業 用 不 動 産 関 連 向 け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証 券 化	—	—	—
中 央 清 算 機 関 関 連	—	—	—
上 記 以 外	—	—	—
合 計	15	—	—

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券などが該当いたします。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）などが含まれております。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップなど）にかかる取引であります。なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引は外貨建債券の為替リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。

「長期決済期間取引」とは、有価証券などの受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券などの引渡しまたは資金の支払いを行う取引であります。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和7年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和7年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	—	202	—	—	—	202
金利関連取引	—	12	—	—	—	12
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	—	214	—	—	—	214
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	—	214	—	—	—	214

令和6年度

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
外国為替関連取引	156	341	—	—	—	341
金利関連取引	—	12	—	—	—	12
金関連取引	—	—	—	—	—	—
株式関連取引	—	—	—	—	—	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	156	354	—	—	—	354
長期決済期間取引						
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果（△）		—				—
合 計	156	354	—	—	—	354

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つであります。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出しております。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれております。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会において、令和7年3月末時点、令和8年3月末時点における証券化取引の該当はありませんが、証券化を行う場合および取得、管理する場合の方針・手続などは以下のとおりです。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセット額の算出については、「自己資本比率算出規程」において外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しております。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に関する会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行うこととしております。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしております。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

6. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVAまたは簡便法をいう。）の名称および各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に外国為替関連取引が対象となります。

◇CVAリスクの特性およびCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針およびヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

7. マーケット・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当会では、オペレーショナル・リスクを事務リスクとシステムリスクに大別し、以下の内容により対策を講じております。

- 事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、各部署における各種規程、要領、事務手続およびコンプライアンス・マニュアルなどの遵守による事務堅確性の維持および内部監査・部門間牽制機能の発揮などを通じて内部牽制を強化することにより事故などの未然防止に努めております。

- システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備などに伴い利用者や当会が損失を被るリスク、更にコンピュータが不正に使用されることにより利用者や当会が損失を被るリスクをいいます。

当会では、保有する情報資産（情報および情報システム）の安全対策にかかる基本方針（セキュリティポリシー）を明確化したうえ、情報セキュリティに関する役職員の意識の徹底を図るほか、入退出管理の強化、コンピュータウイルス対策、不正アクセスの防止など、ソフト・ハード両面から、システム運営にかかる安全対策を総合的に講じております。

また、事務委託先である関連会社のシステム運営状況、自主点検内容などの検証を通じて、同社のシステムリスク管理態勢のチェックを行い、県域システムなどの障害発生の未然防止に努めております。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しております。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであります。

当会では、出資等または株式等エクスポージャーに関して、信用の供与などの限度額管理を行うとともに、「決算事務細則」・「時価算定要領」に基づき、適切に評価・管理しております。

○ 有価証券勘定の株式

有価証券勘定の株式については、上記の評価・管理と併せて、市場リスクの枠組みの中で「リスクマネジメント規程」に基づき、運用・調達資産取引を対象としたバンキング業務と、そのうち有価証券の期間収益確保を目的としたトレーディング業務について、それぞれリスクリミット枠の設定を行い、日々モニタリングを行っております。

更に、「リスクリミット方針」により株式を含む有価証券ならびに貸出金について、格付別信用供与限度額を定め管理しております。

○ 外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、上記の評価・管理とあわせて、年に1回、取引先の財務状況について確認を行い、適切な管理に努めております。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項 目	令和 7 年度		令和 6 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	—	—	—	—
非 上 場	90,335	90,335	90,277	90,277
合 計	90,335	90,335	90,277	90,277

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額であります。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 7 年度			令和 6 年度		
売 却 益	売 却 損	償 却 額	売 却 益	売 却 損	償 却 額
—	—	—	—	—	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益など)

(単位：百万円)

令和 7 年度		令和 6 年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益など)

(単位：百万円)

令和 7 年度		令和 6 年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
—	—	—	—

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 7 年度	令和 6 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	338,725	453,722
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

11. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、市場リスクのひとつで、保有する資産と負債のうち貸出金、有価証券、貯金などが市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことをいいます。また、金利リスクは、資産と負債の期間ミスマッチにより発生いたします。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりであります。

- リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしております。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めております。
- リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
リスクマネジメント委員会において、リスク資産に対して一定の負荷をかけたストレステストを行い、財務の充実度を評価するとともに、金利予測に基づく収支シミュレーションにより、運用方針の策定やリスク削減手法などの検討を行っております。
- 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でVaRおよび経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）を計測しております。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含む）に関する説明
金利リスクの削減を目的としたヘッジ等の取引は行っておりません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.183年であります。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年であります。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。通貨間の相関などは考慮しておりません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しております。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としております。

- 内部モデルの使用など、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度からの変動要因は、主に金利リスクを内包する有価証券の売却等によるものであります。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
総合的リスク管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しております。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

I R R B B 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	25,240	29,896	2,206	3,074
2	下方パラレルシフト	0	0	164	386
3	スティープ化	19,802	17,689		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	25,240	29,896	2,206	3,074
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	108,712		108,161	

- ※「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ※「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ※「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ※「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ※「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

財務諸表の適正性等に関する確認

確 認 書

- ① 私は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認いたしました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月1日

愛媛県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 **竹田 一郎**

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書および注記表を指しております。

会計監査人の監査

令和7年度および令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき作成しておりますが、このディスクロージャー誌そのものについては監査を受けておりません。